

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令
(昭和四十九年六月七日政令第二百二号)

最終改正 平成二十一年十月三十日

政令 第二百五十六号

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)
- 三 ヘキサクロロベンゼン
- 四 八・八a-ヘキサヒドロ-エキソ-1・4-エンド-5・八-ジメタノナフタレン(別名アルドリン。第三条の表第三号において「アルドリン」という。)
- 五 一・二・三・四・十・十一-ヘキサクロロ-16・七-エポキシ-1・四・四a-五・六・七・八・八a-オクタヒドロ-エキソ-1・四-エンド-5・八-ジメタノナフタレン(別名デイルドリン)。
- 六 一・二・三・四・十・十一-ヘキサクロロ-16・七-エポキシ-1・四・四a-五・六・七・八・八a-オクタヒドロ-エンド-1・四-エンド-5・八-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
- 七 一・一・一一トリクロロ-12・二-ビス(四-クロロフェニル)-エタン(別名DDT。第三条の表第三号において「DDT」という。)
- 八 一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-12・三・三a-四・七・七a-ヘキサヒドロ-14・七-メタノ-1-H-イン

デン、一・四・五・六・七・八・八-ヘプタクロロ-13a・四・七・七a-テトラヒドロ-14・七-メタノ-1-H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)。

。第三条の表第五号において「クロルデン類」という。)

十九 ビス(トリブチルスズ)IIオキシド

十 N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン

十一 二・四・六-トリ-ターシヤリ-ブチルフェノール

十二 ポリクロロ-12・二-ジメチル-13-メチリデンビシクロ「二・二・一」ヘプタン(別名キサフエン)

十三 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・二・六〇・三・九〇・四・八〇」デカノン(別名マイレックス。第三条の表第九号において「マイレックス」という。)

十四 二・二・二-トリクロロ-1-ビス(四-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)

十五 ヘキサクロロブタ-1・三-ジエン

十六 二-(2H-1-二・三-ベンゾトリアゾール-2-イル)-四-六-ジ-ターシヤリ-ブチルフェノール

十七 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)。

。以下「PFOS」という。)又はその塩

十八 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)IIフルオリド(別名PFOOSF)

十九 ベンタクロロベンゼン

二十 r-1-c-2-t-3-c-4-t-5-t-6-ヘキサ

クロロシクロヘキサン(別名アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン)

二十一 r-1-t-2-c-3-t-4-c-5-t-6-ヘキサ

クロロシクロヘキサン(別名ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン)

- 二十二 r——c——t——三·c——四·c——五·t——六——ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ——ヘキサクロロシクロヘキサン）
- 二十三 デカクロロペンタシクロ「五·三·〇·一·六〇·三·九〇·四·八〇」デカン——五——オン（別名クロルデコン）
- 二十四 ヘキサブロモビフェニル
- 二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十二号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）
- 二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）
- 二十七 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
- 二十八 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）
- （第二種特定化学物質）
- 第一条の二 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。
- 一 トリクロロエチレン
- 二 テトラクロロエチレン
- 三 四塩化炭素
- 四 トリフェニルスズ＝N·N—ジメチルジチオカルバマート
- 五 トリフェニルスズ＝フルオリド
- 六 トリフェニルスズ＝アセタート
- 七 トリフェニルスズ＝クロリド
- 八 トリフェニルスズ＝ヒドロキシド
- 九 トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。）
- 十 トリフェニルスズ＝クロロアセタート

- 十一 トリブチルスズ＝メタクリラート
- 十二 ビス（トリブチルスズ）＝フマラート
- 十三 トリブチルスズ＝フルオリド
- 十四 ビス（トリブチルスズ）＝ジブロモスクシナート
- 十五 トリブチルスズ＝アセタート
- 十六 トリブチルスズ＝ラウラート
- 十七 ビス（トリブチルスズ）＝フタラート
- 十八 アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）
- 十九 トリブチルスズ＝スルファマート
- 二十 ビス（トリブチルスズ）＝マレアート
- 二十一 トリブチルスズ＝クロリド
- 二十二 トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）
- 二十三 トリブチルスズ＝一·二·三·四·四a·四b·五·六·十·十a－デカヒドロ－七－イソプロピル－一·四a－ジメチル－一－フエナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）
- （新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合）
- 第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。
- 二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられ

ているとき。

三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合（その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。）であつて、その新規化学物質が輸出されるまでの間ににおいてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。

法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

（審査の特例等の対象となる場合）

第二条の二 法第四条の二第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

学物質	第一種特定化	製品
一 ポリ塩化ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料	
三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙		
四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー		
六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機		

二 ナフタレン (塩素数が 三以上のも のに限る。)	二 ポリ塩化 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）	二 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
三 アルドリ ン及びDD T	三 アルドリ ン及びDD T 四 ディルド リン	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
五 クロルデ ン類	五 クロルデ ン類 六 ビス(ト リブチルス ズ)＝オキ シド	一 木材用の防腐剤及び防虫剤 二 木材用の接着剤 三 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。）
一 木材用の防腐剤及び防虫剤 二 木材用の接着剤 三 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。）	一 防腐剤及びかび防止剤 二 防腐木材及び防虫木材 三 防腐合板及び防虫合板	一 防腐剤及びかび防止剤 二 防腐木材及び防虫木材 三 防腐合板及び防虫合板
七 N・N- ジトリル パラ-フェ ニレンジア ミン、N- トリル- キシリルN'	一 ゴム老化防止剤 二 漁網	一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム

P F O S 又 は 学 物 質	第一種 特定 化 一 用 途	(第一種特定化学物質を使用することができる用途) 第三条の二 法第十四条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げ る第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。	十一 S 又 は その 一 航 空 機 用 の 作 動 油	十四 管、浴槽その他のプラスチック製品(成形 したものに限る。)
			十二 P F O テ ル 十三 ブ ロ モ ジ フ テ ル エ ニ ル エ ー 一 塗 料 接 着 剤	二 糸を紡ぐために使用する油剤 三 金属の加工に使用するエッチング剤 四 半導体(無線機器が三メガヘルツ以上の周波 数の電波を送受信することを可能とする化合物 半導体を除く。)の製造に使用するエッチング 剤
P F O S 又 は 学 物 質	第一種 特定 化 一 用 途	(第一種特定化学物質を使用することができる用途) 第三条の二 法第十四条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げ る第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。	十一 P F O テ ル 十二 ブ ロ モ ジ フ テ ル エ ニ ル エ ー 一 塗 料 接 着 剤	五 メツキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 六 半導体の製造に使用する反射防止剤 七 研磨剤 八 消防器、消防器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九 防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられ るものに限る。) 十 印 画 紙

その塩 <p>(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)</p> <p>第三条の三 法第十七条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第一種特定化 学物質</th><th style="text-align: center;">品</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">P F O S 又は その塩</td><td style="text-align: center;"> 一 エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。） 二 半導体用のレジスト 三 業務用写真フィルム </td></tr> </tbody> </table>	第一種特定化 学物質	品	P F O S 又は その塩	一 エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。） 二 半導体用のレジスト 三 業務用写真フィルム	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第二種特定化 学物質</th><th style="text-align: center;">品</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 トリクロロエチレン</td><td style="text-align: center;">一 接着剤（動植物系のものを除く。）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 ポロエチレン</td><td style="text-align: center;">二 塗料（水系塗料を除く。）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 洗浄剤</td><td style="text-align: center;">三 金属加工油</td></tr> </tbody> </table>	第二種特定化 学物質	品	一 トリクロロエチレン	一 接着剤（動植物系のものを除く。）	二 ポロエチレン	二 塗料（水系塗料を除く。）	三 洗浄剤	三 金属加工油
第一種特定化 学物質	品													
P F O S 又は その塩	一 エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。） 二 半導体用のレジスト 三 業務用写真フィルム													
第二種特定化 学物質	品													
一 トリクロロエチレン	一 接着剤（動植物系のものを除く。）													
二 ポロエチレン	二 塗料（水系塗料を除く。）													
三 洗浄剤	三 金属加工油													

第六条 法第三十五条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(手数料)</th><th style="text-align: center;">(手数料)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">三 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者</td><td style="text-align: center;">一 トリブチルスズ化合物 二 防腐剤及びかび防止剤 三 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。） 四 繊維製品用仕上加工剤 五 防腐剤及びかび防止剤 六 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。） 七 加硫剤 八 接着剤（動植物系のものを除く。） 九 塗料（水系塗料を除く。） 十 洗浄剤 十一 金属加工油</td></tr> </tbody> </table>	(手数料)	(手数料)	三 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	一 トリブチルスズ化合物 二 防腐剤及びかび防止剤 三 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。） 四 繊維製品用仕上加工剤 五 防腐剤及びかび防止剤 六 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。） 七 加硫剤 八 接着剤（動植物系のものを除く。） 九 塗料（水系塗料を除く。） 十 洗浄剤 十一 金属加工油					
(手数料)	(手数料)									
三 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	一 トリブチルスズ化合物 二 防腐剤及びかび防止剤 三 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。） 四 繊維製品用仕上加工剤 五 防腐剤及びかび防止剤 六 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。） 七 加硫剤 八 接着剤（動植物系のものを除く。） 九 塗料（水系塗料を除く。） 十 洗浄剤 十一 金属加工油									
第五条 法第二十七条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">三 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者</th><th style="text-align: center;">二 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者</th><th style="text-align: center;">一 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">四万六千七百円</td><td style="text-align: center;">十二万五千七百円</td><td style="text-align: center;">二十二万六百円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">三万九千九百円</td><td style="text-align: center;">十一万七千二百円</td><td style="text-align: center;">二十一万三千七百円</td></tr> </tbody> </table>	三 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	二 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	一 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	四万六千七百円	十二万五千七百円	二十二万六百円	三万九千九百円	十一万七千二百円	二十一万三千七百円
三 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	二 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	一 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者								
四万六千七百円	十二万五千七百円	二十二万六百円								
三万九千九百円	十一万七千二百円	二十一万三千七百円								
第五条 法第二十七条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">三 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者</th><th style="text-align: center;">二 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者</th><th style="text-align: center;">一 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">四万六千七百円</td><td style="text-align: center;">十二万五千七百円</td><td style="text-align: center;">二十二万六百円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">三万九千九百円</td><td style="text-align: center;">十一万七千二百円</td><td style="text-align: center;">二十一万三千七百円</td></tr> </tbody> </table>	三 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	二 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	一 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	四万六千七百円	十二万五千七百円	二十二万六百円	三万九千九百円	十一万七千二百円	二十一万三千七百円
三 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	二 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者	一 法第十二条第一項の 許可を受けようとする者								
四万六千七百円	十二万五千七百円	二十二万六百円								
三万九千九百円	十一万七千二百円	二十一万三千七百円								

の許可を受けようと
する者

「審議会等で政令で定めるもの」
の許可を受けようと
する者

第七条 法第四十一条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	厚生労働大臣	経済産業大臣	環境大臣
中央環境審議会	薬事・食品衛生審議会	化学物質審議会	中央環境審議会

附 則
(施行期日)

- 1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。
(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止)
- 2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令（昭和四十九年政令第百二号）は、廃止する。
(技術上の基準に従わなければならぬ第一種特定化学物質が使用されている製品に関する暫定措置)
- 3 第三条の三の規定の適用については、当分の間、同条の表中「三業務用写真フィルム」とあるのは、「三 業務用写真フィルム」である。

「審議会等で政令で定めるもの」
の許可を受けようと
する者

第七条 法第四十一条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

1	この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。 (確認に関する経過措置の対象となる者)
2	改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。
3	この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。
4	この政令は、平成二十一年十月三十日政令第二二二二号）

附 則
(平成十九年十月三十日政令第二二二二号)

- 1 この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。
- 2 この政令は、平成二十一年十月三十日政令第二二五六号）
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日
 - 二 第三条の次に二条を加える改正規定（第三条の三に係る部分に限る。）、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定 平成二十二年十月一日